

Market Flash

平成25年度税制改正 &
歴史的な日銀の決断

2013.04



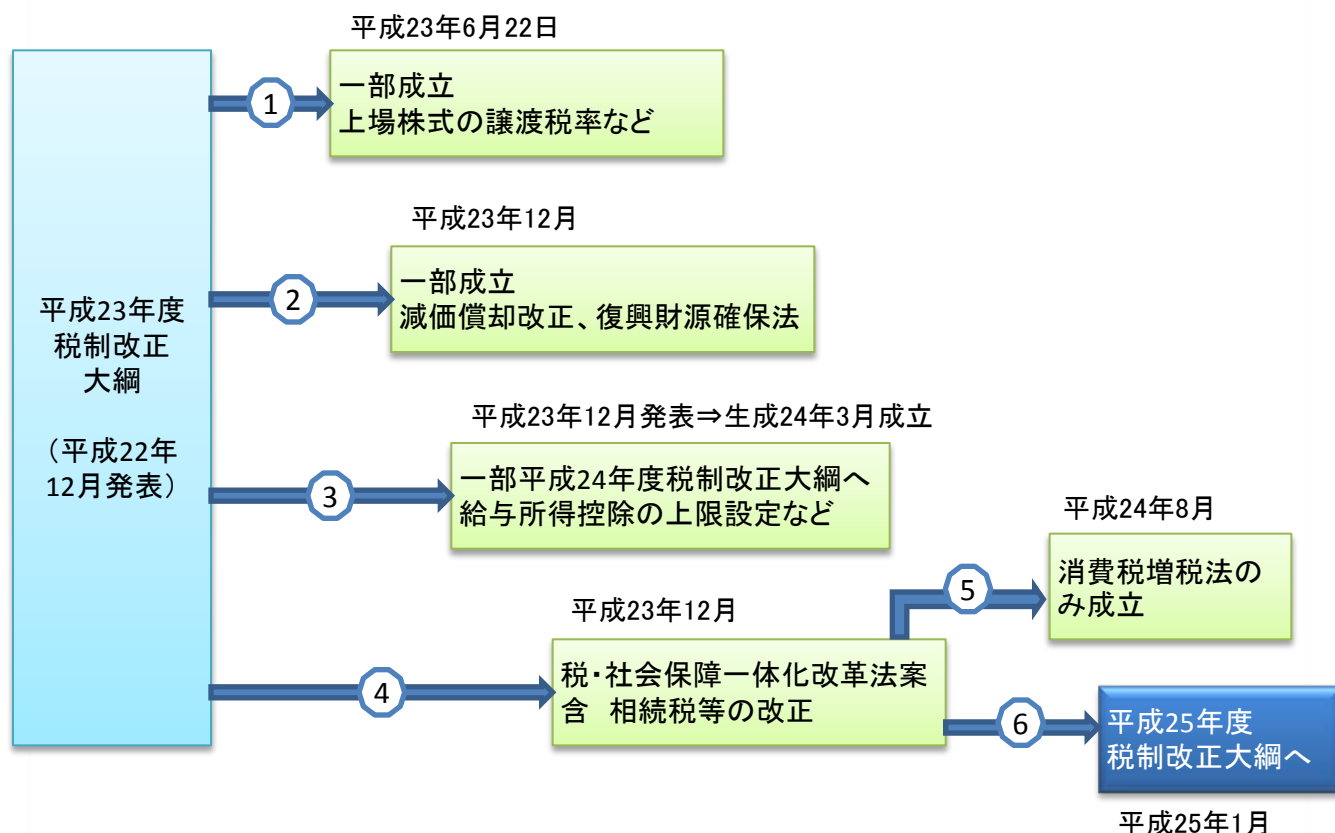
～平成25年度税制改正のポイント～

- これまでの経緯 -

最近の税制改正については、平成23年3月11日の東日本大震災の発生により、「平成23年度税制改正法案」は審議中止になり、その後、復興財源確保法の優先的な実施などにより、23年度の税制改正が遅れ遅れで実施された。また、平成24年度税制改正についても今度は選挙がらみでの議論となり消費税増税法が優先的に決定され、自民党政権に移ってからようやく平成25年度税制改正法案が可決された。

こうしたことから一連の税制改正が複数回に渡って可決され、実施時期も分散化されたことからやや複雑化してしまっている。今月のレポートでは、平成25年度の税制改正の主なポイントについてまとめると同時に、その前に平成23年度の財政改正から今までの主な改正点についてもまとめてみた。

税制改正の推移(平成23年～25年)



～平成25年度税制改正のポイント～

- これまでの経緯 -

税制改正の推移(平成23年～25年)

(下記の数字は前ページの図の数字と対応する)

①平成23年度税制改正大綱は、審議中に東日本大震災が発生し審議ストップとなったため、改正法案のうち、年度末で期限が到来する措置等については、平成23年3月31日に「つなぎ法案」を設立させてしのぎ、その後、別の法律案として国会に提出、6月22日に成立させた。

その他残りの法案、所得税・法人税・相続税の改正案は3つに分割された。

②法人税の引き下げと課税ベースの拡大等は復興財源確保法と合わせて平成23年11月末に成立、12月2日に公布・施行された。

③平成23年度税制改正案の中でも与野党が合意しやすい項目は平成23年12月に発表された「平成24年度税制改正大綱」に組み込まれ平成24年3月に成立した。この中に、給与所得控除額の上限設定と役員退職金所得の計算方法の改正が含まれている。

④改正の影響が大きい相続税の見直しなどについては、所得税の税率改正や消費税の引き上げとともに、社会保障・税一体改革素案に組み込まれた。

⑤この法案は、民主・公明・自民の3党合意により、消費税増税法のみを8月10日に成立させ、残る所得税・相続税の改正は「平成25年度税制改正において必要な法制上の措置を行う」として見送られた。

⑥その後、民主党から自民党に政権交代が行われたが、3党合意による所得税・相続税の改正はそのまま引き継がれ、住宅ローン控除の拡充も民主党案を踏襲した。

加えて、アベノミクスのデフレ脱却に向けての措置として、自動車取得税の廃止、孫への教育資金の贈与、日本版ISAの創設、研究開発税制などの減税策が加えられた。

～平成24年までに改正された主なポイント～

所得税

	改正前	改正後																														
復興特別所得税	新設	基準所得税額の2.1%の復興特別所得税を追加課税 平成25年から平成49年までの25年間の所得税について適用																														
給与所得控除の上限設定	<table><tr><th>収入金額</th><th>給与所得控除額</th></tr><tr><td>162.5万円以下</td><td>65万円</td></tr><tr><td>180万円以下</td><td>収入金額×40%</td></tr><tr><td>360万円以下</td><td>収入金額×30%＋18万円</td></tr><tr><td>660万円以下</td><td>収入金額×20%＋54万円</td></tr><tr><td>1,000万円以下</td><td>収入金額×10%＋120万円</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>収入金額×5%＋170万円</td></tr></table>	収入金額	給与所得控除額	162.5万円以下	65万円	180万円以下	収入金額×40%	360万円以下	収入金額×30%＋18万円	660万円以下	収入金額×20%＋54万円	1,000万円以下	収入金額×10%＋120万円	1,000万円超	収入金額×5%＋170万円	<table><tr><th>収入金額</th><th>給与所得控除額</th></tr><tr><td>162.5万円以下</td><td>65万円</td></tr><tr><td>180万円以下</td><td>収入金額×40%</td></tr><tr><td>360万円以下</td><td>収入金額×30%＋18万円</td></tr><tr><td>660万円以下</td><td>収入金額×20%＋54万円</td></tr><tr><td>1,000万円以下</td><td>収入金額×10%＋120万円</td></tr><tr><td>1,500万円以下</td><td>収入金額×5%＋170万円</td></tr><tr><td>1,500万円超</td><td>245万円</td></tr></table>	収入金額	給与所得控除額	162.5万円以下	65万円	180万円以下	収入金額×40%	360万円以下	収入金額×30%＋18万円	660万円以下	収入金額×20%＋54万円	1,000万円以下	収入金額×10%＋120万円	1,500万円以下	収入金額×5%＋170万円	1,500万円超	245万円
収入金額	給与所得控除額																															
162.5万円以下	65万円																															
180万円以下	収入金額×40%																															
360万円以下	収入金額×30%＋18万円																															
660万円以下	収入金額×20%＋54万円																															
1,000万円以下	収入金額×10%＋120万円																															
1,000万円超	収入金額×5%＋170万円																															
収入金額	給与所得控除額																															
162.5万円以下	65万円																															
180万円以下	収入金額×40%																															
360万円以下	収入金額×30%＋18万円																															
660万円以下	収入金額×20%＋54万円																															
1,000万円以下	収入金額×10%＋120万円																															
1,500万円以下	収入金額×5%＋170万円																															
1,500万円超	245万円																															
役員退職所得の計算方法	勤続年数にかかわらず (退職手当等－退職所得控除額)×1/2	1. 勤続年数5年超の役員 同左 2. 勤続年数5年以下の役員 退職手当等－退職所得控除額																														

法人税

	改正前	改正後																		
法人税率	<table> <tr> <th></th><th>所得 800万円以下</th><th>年所得 800万円超</th></tr> <tr> <td>大法人</td><td colspan="2">30%</td></tr> <tr> <td>中小法人</td><td>22%</td><td>30%</td></tr> </table>		所得 800万円以下	年所得 800万円超	大法人	30%		中小法人	22%	30%	<table> <tr> <th></th><th>所得 800万円以下</th><th>年所得 800万円超</th></tr> <tr> <td>大法人</td><td colspan="2">25.5%</td></tr> <tr> <td>中小法人</td><td>19%</td><td>25.5%</td></tr> </table>		所得 800万円以下	年所得 800万円超	大法人	25.5%		中小法人	19%	25.5%
	所得 800万円以下	年所得 800万円超																		
大法人	30%																			
中小法人	22%	30%																		
	所得 800万円以下	年所得 800万円超																		
大法人	25.5%																			
中小法人	19%	25.5%																		
減価償却	平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の定率法の償却率は、定額法の償却率の250%とする	平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産の定率法の償却率は、定額法の償却率の200%とする																		
復興特別法人税	新設	各事業年度の課税標準法人税額に10/100を乗じた金額を復興特別法人税として追加 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間の内に最初に開始する事業年度から3年間																		

～平成24年までに改正された主なポイント～

消費税

	改正前	改正後
消費税の事業者 免税点制度	個人事業者の前々年または法人の前々 事業年度の課税売上高が1,000万円以 下の事業者については、その課税期間 の課税資産の譲渡等について消費税を 納める義務が免除される	個人事業者のその年の前年1月1日から 6月30日までの課税売上高(または給与 合計)または法人のその事業年度の全 事業年度開始の日から6か月間の課税 売上高が1,000万円を超える事業者 については、事業者免税点制度を適用 しない。
税率	5%(国税4%、地方税1%)	平成27年4月1日より 8% (国税6.3%、地方税1.7%) 平成27年10月1日より 10% (国税7.8%、地方税2.2%)
工事請負契約に 関する消費税率 の経過措置	新設	平成25年9月30日までに契約締結すれ ば、平成26年4月1日以後の引き渡しで も消費税率5%でよい 平成25年10月1日から平成27年3月31 日までに契約締結すれば、平成27年10 月1日以後引き渡しでも消費税率8%でよ い

資本金が1000万円未満の法人を新たに設立した場合、原則として1期目及び2期目について消費
税の納税義務はない。

しかし、平成25年1月1日以降新たに設立された資本金1000万円未満の法人は、設立1期目から
課税売上高が1000万円を超える事業者については、従来より1年早く消費税を課することに改正
された。

そして、この改正は新たに設立された法人に限らず、既存の法人や個人事業者についても適用され
ることになった。しかも、期の前半に売上高が1000万円を超える場合についてのみ、1年早く消費
税が課せられることになった点要注意である。期の前半に売り上げが集中する事業者と後半に集中
する事業者で扱いが違うことに注意する必要がある。

～平成25年度税制改正のポイント～

平成25年度税制改正の要綱

閣議決定

現下の経済情勢等を踏まえ、「成長と富の創出の好循環」の実現に向け、民間投資の喚起、雇用・所得の拡大、中小企業対策・農林水産業対策等のための税制上の措置を講ずる。また、社会保障・税一体改革を着実に実施するため、所得税、相続税及び贈与税についての所要の措置、住宅取得に係る税制上の措置等を講ずる。さらに、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。

<ポイント>

1. 所得税の最高税率の見直し

2. 主要証券税制の改正

3. 相続税の基礎控除と税率の改正

来月号で解説

4. 贈与税率の改正、教育資金の一括贈与に関わる非課税措置の創設

5. 企業による雇用拡大のための税制措置

個人所得税

	改正前			改正後		
所得税の最高税率の見直し	課税所得金額	税率	控除額	課税所得金額	税率	控除額
	1,950千円未満	5%	—	1,950千円未満	5%	—
	3,300千円未満	10%	97.5千円	3,300千円未満	10%	97.5千円
	6,950千円未満	20%	427.5千円	6,950千円未満	20%	427.5千円
	9,000千円未満	23%	636千円	9,000千円未満	23%	636千円
	18,000千円未満	33%	1,536千円	18,000千円未満	33%	1,536千円
	18,000千円以上	40%	2,796千円	40,000千円未満	40%	2,796千円
				40,000千円以上	45%	4,796千円
	平成27年分以後の所得税より適用					

* 本資料は投資判断となる情報の提供を目的としたもので、投資勧誘及び保険勧誘を目的として作成したものではありません。
 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、正確性、完全性を保障するものではありません。

～平成25年度税制改正のポイント～

証券税制

証券税制の特徴としては、これまでの**源泉分離課税から申告分離課税の対象となった**こと。損益通算の対象が拡大されたこと。これは、**金融所得課税の一体化**を進める観点から行われた改正である。現行税制では、金融商品間の損益通算の範囲は制限されており、投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況にあった。

平成28年1月1日以後は、**公社債、公社債投資信託の利子、償還差損益、譲渡損益は一体化の対象となり、課税方式は20%の申告分離課税に変更される**。公社債の譲渡益が非課税から課税になる一方で、公社債の損失（デフォルト損を含む）は損益通算の対象となる。

また、日本版ISAについては、非課税期間の延長や口座開設手続きの改正が行われたが、この日本版ISAについては来月のレポートで概要をまとめる予定である。

	改正前	改正後
特定公社債等の課税方式 特定公社債等⇒ 国債、地方債、 外国国債、 公募公社債など	公社債、公社債投資信託等の課税 1. 利子、収益分配金 20.315%源泉分離課税 2. 譲渡 譲渡益は非課税 3. 償還、一部解約 公社債：償還差益等は雑所得の総合課税 公社債投資信託等：解約差益は 20.315%源泉分離課税 4. 他の所得との通算 通算不可 5. 特定口座への受け入れ 不可	公社債及び公社債投資信託など一定のもの（特定公社債等）の課税 1. 利子・収益分配金 20%申告分離課税 または 申告不要 2. 譲渡 譲渡益、譲渡損ともに申告分離課税 3. 償還、一部解約 償還額を譲渡所得等の収入金額とみなして 20%申告分離課税 4. 他の所得との通算 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の損益通算を可能とした 損失は3年間繰り越し控除可能 5. 特定口座への受け入れ 可能 平成28年1月1日以後の利子、譲渡等について適用

～平成25年度税制改正のポイント～

住宅ローン控除

住宅関連財政としては、住宅ローンなどの税額控除があるが、そのほとんどが平成25年12月31日で適用期限が到来する。今回の税制改正は、その適用期限を平成29年12月31日まで延長し、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動が大きいと考えられる時期（平成26年4月以降）の控除額等を拡大して、その時期の住宅需要の喚起を促そうという狙いがある。

	改正前	改正後
住宅ローン控除	1. 控除限度額 一般の場合	
	居住年	平成25年
	借入限度額	2,000万円
	控除率	1.0%
	各年の控除限度額	20万円
	最大控除額	200万円
	認定住宅の場合	
	居住年	平成25年
	借入限度額	3,000万円
	控除率	1.0%
	各年の控除限度額	30万円
	最大控除額	300万円
	1. 控除限度額 一般の場合	
	居住年	平成26年1月～3月 平成25年4月～平成29年12月
	借入限度額	2,000万円 4,000万円
	控除率	1.0% 1.0%
	各年の控除限度額	20万円 40万円
	最大控除額	200万円 400万円
	認定住宅の場合	
	居住年	平成26年1月～3月 平成25年4月～平成29年12月
	借入限度額	3,000万円 5,000万円
	控除率	1.0% 1.0%
	各年の控除限度額	30万円 50万円
	最大控除額	300万円 500万円

* 本資料は投資判断となる情報の提供を目的としたもので、投資勧誘及び保険勧誘を目的として作成したものではありません。
 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、正確性、完全性を保障するものではありません。

～平成25年度税制改正のポイント～

相続税

	改正前	改正後																																																
相続税の基礎控除	$5,000万円 + 1,000万円 \times \text{法定相続人の数} = \text{基礎控除額}$ 定額控除 5,000万円 法定相続人比例控除 1,000万円	$3,000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人の数} = \text{基礎控除額}$ 定額控除 3,000万円 法定相続人比例控除 600万円																																																
相続税の税率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得金額</th><th>税率</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000千円以下</td><td>10%</td><td>—</td></tr> <tr> <td>30,000千円以下</td><td>15%</td><td>500千円</td></tr> <tr> <td>50,000千円以下</td><td>20%</td><td>2,000千円</td></tr> <tr> <td>100,000千円以下</td><td>30%</td><td>7,000千円</td></tr> <tr> <td>300,000千円以下</td><td>40%</td><td>17,000千円</td></tr> <tr> <td>300,000千円超</td><td>50%</td><td>47,000千円</td></tr> </tbody> </table>	課税所得金額	税率	控除額	10,000千円以下	10%	—	30,000千円以下	15%	500千円	50,000千円以下	20%	2,000千円	100,000千円以下	30%	7,000千円	300,000千円以下	40%	17,000千円	300,000千円超	50%	47,000千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得金額</th><th>税率</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000千円以下</td><td>10%</td><td>—</td></tr> <tr> <td>30,000千円以下</td><td>15%</td><td>500千円</td></tr> <tr> <td>50,000千円以下</td><td>20%</td><td>2,000千円</td></tr> <tr> <td>100,000千円以下</td><td>30%</td><td>7,000千円</td></tr> <tr> <td>200,000千円以下</td><td>40%</td><td>17,000千円</td></tr> <tr> <td>300,000千円以下</td><td>45%</td><td>27,000千円</td></tr> <tr> <td>600,000千円以下</td><td>50%</td><td>42,000千円</td></tr> <tr> <td>600,000千円超</td><td>55%</td><td>72,000千円</td></tr> </tbody> </table> 平成27年1月1日以後の相続・遺贈より適用	課税所得金額	税率	控除額	10,000千円以下	10%	—	30,000千円以下	15%	500千円	50,000千円以下	20%	2,000千円	100,000千円以下	30%	7,000千円	200,000千円以下	40%	17,000千円	300,000千円以下	45%	27,000千円	600,000千円以下	50%	42,000千円	600,000千円超	55%	72,000千円
課税所得金額	税率	控除額																																																
10,000千円以下	10%	—																																																
30,000千円以下	15%	500千円																																																
50,000千円以下	20%	2,000千円																																																
100,000千円以下	30%	7,000千円																																																
300,000千円以下	40%	17,000千円																																																
300,000千円超	50%	47,000千円																																																
課税所得金額	税率	控除額																																																
10,000千円以下	10%	—																																																
30,000千円以下	15%	500千円																																																
50,000千円以下	20%	2,000千円																																																
100,000千円以下	30%	7,000千円																																																
200,000千円以下	40%	17,000千円																																																
300,000千円以下	45%	27,000千円																																																
600,000千円以下	50%	42,000千円																																																
600,000千円超	55%	72,000千円																																																

相続税の基礎控除額は、バブル期の地価高騰に対応し見直されてきた。しかし、バブル崩壊による地価が急落したが、基礎控除額は平成6年以降変更されていない。そのため、亡くなられた数に対する相続税の課税件数の割合は、平成3年には6.8%であったが、平成23年には4.1%にまで減少している。

このような背景から今回相続税率を55%に引き上げると同時に基礎控除額の見直しも実施された。

例えば、妻と子供2人の場合、

現行：5000万円＋1000万円×3人＝**8000万円**

改正後：3000万円＋600万円×3人＝**4800万円**

と**3200万円も基礎控除が減少**＝相続額が増加することになる。

これまで相続税とは無縁と思っていた人にも課税される可能性が生じる。

～平成25年度税制改正のポイント～

贈与税

	改正前	改正後																																																																											
贈与税の税率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得金額</th><th>税率</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000千円以下</td><td>10%</td><td>—</td></tr> <tr> <td>3,000千円以下</td><td>15%</td><td>100千円</td></tr> <tr> <td>4,000千円以下</td><td>20%</td><td>250千円</td></tr> <tr> <td>6,000千円以下</td><td>30%</td><td>650千円</td></tr> <tr> <td>10,000千円以下</td><td>40%</td><td>1,250千円</td></tr> <tr> <td>10,000千円超</td><td>50%</td><td>2,250千円</td></tr> </tbody> </table>	課税所得金額	税率	控除額	2,000千円以下	10%	—	3,000千円以下	15%	100千円	4,000千円以下	20%	250千円	6,000千円以下	30%	650千円	10,000千円以下	40%	1,250千円	10,000千円超	50%	2,250千円	1. 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得金額</th><th>税率</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000千円以下</td><td>10%</td><td>—</td></tr> <tr> <td>4,000千円以下</td><td>15%</td><td>100千円</td></tr> <tr> <td>6,000千円以下</td><td>20%</td><td>300千円</td></tr> <tr> <td>10,000千円以下</td><td>30%</td><td>900千円</td></tr> <tr> <td>15,000千円以下</td><td>40%</td><td>1,900千円</td></tr> <tr> <td>30,000千円以下</td><td>45%</td><td>2,650千円</td></tr> <tr> <td>45,000千円以下</td><td>50%</td><td>4,150千円</td></tr> <tr> <td>45,000千円超</td><td>55%</td><td>6,400千円</td></tr> </tbody> </table> 2. 上記以外の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得金額</th><th>税率</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000千円以下</td><td>10%</td><td>—</td></tr> <tr> <td>3,000千円以下</td><td>15%</td><td>100千円</td></tr> <tr> <td>4,000千円以下</td><td>20%</td><td>250千円</td></tr> <tr> <td>6,000千円以下</td><td>30%</td><td>650千円</td></tr> <tr> <td>10,000千円以下</td><td>40%</td><td>1,250千円</td></tr> <tr> <td>15,000千円以下</td><td>45%</td><td>1,750千円</td></tr> <tr> <td>30,000千円以下</td><td>50%</td><td>2,500千円</td></tr> <tr> <td>30,000千円超</td><td>55%</td><td>4,000千円</td></tr> </tbody> </table> 平成27年1月1日以後の贈与から適用	課税所得金額	税率	控除額	2,000千円以下	10%	—	4,000千円以下	15%	100千円	6,000千円以下	20%	300千円	10,000千円以下	30%	900千円	15,000千円以下	40%	1,900千円	30,000千円以下	45%	2,650千円	45,000千円以下	50%	4,150千円	45,000千円超	55%	6,400千円	課税所得金額	税率	控除額	2,000千円以下	10%	—	3,000千円以下	15%	100千円	4,000千円以下	20%	250千円	6,000千円以下	30%	650千円	10,000千円以下	40%	1,250千円	15,000千円以下	45%	1,750千円	30,000千円以下	50%	2,500千円	30,000千円超	55%	4,000千円
課税所得金額	税率	控除額																																																																											
2,000千円以下	10%	—																																																																											
3,000千円以下	15%	100千円																																																																											
4,000千円以下	20%	250千円																																																																											
6,000千円以下	30%	650千円																																																																											
10,000千円以下	40%	1,250千円																																																																											
10,000千円超	50%	2,250千円																																																																											
課税所得金額	税率	控除額																																																																											
2,000千円以下	10%	—																																																																											
4,000千円以下	15%	100千円																																																																											
6,000千円以下	20%	300千円																																																																											
10,000千円以下	30%	900千円																																																																											
15,000千円以下	40%	1,900千円																																																																											
30,000千円以下	45%	2,650千円																																																																											
45,000千円以下	50%	4,150千円																																																																											
45,000千円超	55%	6,400千円																																																																											
課税所得金額	税率	控除額																																																																											
2,000千円以下	10%	—																																																																											
3,000千円以下	15%	100千円																																																																											
4,000千円以下	20%	250千円																																																																											
6,000千円以下	30%	650千円																																																																											
10,000千円以下	40%	1,250千円																																																																											
15,000千円以下	45%	1,750千円																																																																											
30,000千円以下	50%	2,500千円																																																																											
30,000千円超	55%	4,000千円																																																																											
教育資金の一括贈与に関わる贈与税の非課税措置	新設	受贈者(30歳未満の者に限る)の教育資金に充てるためその直系尊属が金銭などを拠出して、金融機関に信託などをした場合には信託受益権の価額または拠出された金銭の額のうち、受贈者1人につき1,500万円(学校以外に支払われる金銭は500万円を限度)までの金額に相当する部分の価額については平成25年4月1日から平成27年12月31日までに拠出されるものに限り、贈与税を課さないこととする																																																																											

* 本資料は投資判断となる情報の提供を目的としたもので、投資勧誘及び保険勧誘を目的として作成したものではありません。
 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、正確性、完全性を保障するものではありません。

～平成25年度税制改正のポイント～

法人税制

	改正前	改正後
生産等設備投資促進税制の創設	新設	新たに国内において生産等設備を取得し、その取得価額の合計額が一定の金額を超える場合には、その取得価額の30%の特別償却と3%の税額控除の選択適用が可能。ただし、税額控除については法人税額の20%を限度とする 平成25年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度において適用
所得拡大促進税制の創設	新設	雇用者給与等支給額が基準事業年度（適用初年度の前事業年度）と比較して5%以上増加し、一定の要件を満たすときは、雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除が可能。ただし、法人税額の10%を限度 平成25年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度において適用
雇用促進税制	期末時における雇用者の数が前期末と比較して5人以上及び10%以上増加し、一定の要件を満たすときは、次の算式により計算した金額を法人税額から控除が可能。ただし、法人税額の10%を限度 （当期末の雇用者数－前期末の雇用者数） × 20万円 平成23年4月1日から平成26年3月31日までに開始する事業年度において適用	同左 （当期末の雇用者数－前期末の雇用者数） × 40万円 平成25年4月1日から平成26年3月31日までに開始する事業年度において適用
交際費等の損金不算入	1. 資本金が1億円超の大法人 支出する交際費等の額は、全額が損金不算入 2. 資本金1億円以下の法人 年600万円以下の部分の金額の10%＋年600万円超の部分の金額）が損金不算入	1. 同左 2. 資本金1億円以下の法人 年800万円以下の交際費等の金額を損金算入

～主要税制一覧表～

所得税

課税所得金額	税率	控除額
1,950千円未満	5%	—
3,300千円未満	10%	97.5千円
6,950千円未満	20%	427.5千円
9,000千円未満	23%	636千円
18,000千円未満	33%	1,536千円
40,000千円未満	40%	2,796千円
40,000千円以上	45%	4,796千円

平成27年分以後の所得税より適用

給与所得控除

収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円
180万円以下	収入金額×40%
360万円以下	収入金額×30%＋18万円
660万円以下	収入金額×20%＋54万円
1,000万円以下	収入金額×10%＋120万円
1,500万円以下	収入金額×5%＋170万円
1,500万円超	245万円

平成25年分以後の所得税より適用

相続税

課税所得金額	税率	控除額
10,000千円以下	10%	—
30,000千円以下	15%	500千円
50,000千円以下	20%	2,000千円
100,000千円以下	30%	7,000千円
200,000千円以下	40%	17,000千円
300,000千円以下	45%	27,000千円
600,000千円以下	50%	42,000千円
600,000千円超	55%	72,000千円

平成27年1月1日以後の相続より適用

住宅ローン控除

1. 控除限度額
一般の場合

居住年	平成26年1月～3月	平成25年4月～平成29年12月
借入限度額	2,000万円	4,000万円
控除率	1.0%	1.0%
各年の控除限度額	20万円	40万円
最大控除額	200万円	400万円

認定住宅の場合

居住年	平成26年1月～3月	平成25年4月～平成29年12月
借入限度額	3,000万円	5,000万円
控除率	1.0%	1.0%
各年の控除限度額	30万円	50万円
最大控除額	300万円	500万円

贈与税

課税所得金額	税率	控除額
2,000千円以下	10%	—
3,000千円以下	15%	100千円
4,000千円以下	20%	250千円
6,000千円以下	30%	650千円
10,000千円以下	40%	1,250千円
15,000千円以下	45%	1,750千円
30,000千円以下	50%	2,500千円
30,000千円超	55%	4,000千円

平成27年1月1日以後の贈与より適用

法人税

	所得 800万円以下	年所得 800万円超
大法人	25.5%	
中小法人	19%	25.5%

～歴史的な日銀の決断～

日銀の黒田総裁は、就任当初から「**次元の違う金融緩和**」「**やるべきことはすべてやる**」と強調してきた。しかし、マーケットでは、初めての日銀決定会合が近づくにつれて、その期待感とは裏腹に初回の決定会合から思い切った手を打つのは難しいだろうとの見方が広がっていた。いくら強気でも、今までの日銀の政策を180度見直すような決定は今月後半に持ち越されるのではないかと思われていた。そのため、決定会合の結果が発表される予定だった4日の株式市場は前場は大きく下落していたのである。

ところが、黒田総裁はその市場の予想を見事に裏切り、「**歴史的な日銀の決断**」ともいうべき金融緩和措置を実行する決定を**全員一致で決定**したのである。この政策の中身が予想を超えるものであったと同時に、全員一致で決定したということは、日銀のレジームチェンジ(体制転換)を強く印象付けたという点も特筆すべき点であった。

さて、この日銀の歴史的金融政策とはどのようなものであったのだろうか。

キーワードは、「**2**」

「**2**年間で前年比**2**%の物価上昇率を目指す」

「マネタリーベースを**2**年間で約**2**倍の270兆円にする」

「長期国債の購入量も**2**年で約**2**倍の190兆円にする」

「ETF(上場投資信託)を従来の**2**倍の年間1兆円買入れる」

金融政策全体のポイントは、以下の5つが挙げられる。

1. マネタリーベース・コントロールの採用

- 金融市場調節の操作目標を、これまでの無担保コールレートからマネタリーベースに変更
マネタリーベースとは、「日本銀行券(紙幣)＋硬貨＋日銀当座預金残高」であり、世の中に流通しているマネーの総量を表す。
- マネタリーベースが、**年間約60～70兆円に相当するペースで増加**するよう金融調節を行う
- その結果、マネタリーベースは、2012年末の『138兆円』から、**2013年末『200兆円』、2014年末『270兆円』**へ増加させる
つまり、**2年間でお金の総量を2倍**にするわけである。

～歴史的な日銀の決断～

2. 当座預金残高

- 2012年末の当座預金残高『47兆円』を、**2013年末に『107兆円』、2014年末に『175兆円』と約4倍に膨張させる**
当座預金残高とは、金融機関が日銀に開設している預金口座の残高を指す。

3. 毎月の長期国債買入額

- 長期国債の保有残高が**年間約50兆円**に相当するペースで増加するよう買入を行う
- **毎月の長期国債の買入額は7兆円超**となる見込み(国債発行額の7割程度)
以上予想では約5兆円程度と見込んでいたのでかなりのサプライズであった
- 長期国債の買入対象は**40年債を含む全ゾーンの国債**
- 買入の**平均残存期間を、現状の3年弱から7年程度に長期化**する

4. ETF、J-REITの買入の拡大

- **ETF(上場投信)の保有残高が年間1兆円、J-REIT(不動産投信)の保有残高が年間300億円**増加するように買入を行う
ETFは、昨年末約1.5兆円から2014年末には約3.5兆円に増加
J-REITは、1100億円から14年末に1700億円に増加
- CP等、社債等については、13年末にそれぞれ2.2兆円、3.2兆円の残高まで買入れた後その残高を維持する

5. 「量的・質的金融緩和」の継続

- 2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを**安定的に接続するために必要な時点まで継続**

～歴史的な日銀の決断～

マネタリーベースの目標とバランスシートの見通し

	2012年末 (実績)	2013年末 (見通し)	2014年末 (見通し)
マネタリーベース	138	200	270
バランスシート項目			
長期国債	89	140	190
CP等	2.1	2.2	2.2
社債等	2.9	3.2	3.2
EFT	1.5	2.5	3.5
J-REIT	0.11	0.14	0.17
貸出支援基金	3.3	13	18
資産計	158	220	290
銀行券	87	88	90
当座預金	47	107	175
負債・純資産計	158	220	290

黒田日銀総裁は財務官として、為替介入で世界の投機筋を相手にしてきただけに、マーケットに対する発言の重たさ、重要度をよく理解しているといえる。政策面では市場予測をはるかに超える政策を断行。さらに、その説明においてもこれまでの日銀の会見とは異なり、フリップを使いわかりやすく「2」という数字を印象付けるよう工夫していたことや市場から出尽くし感と言われなかったために細心の注意委が払われた。

総裁は、今回の緩和策の効果について、「**長めの金利や資産価格などを通じた波及ルートに加え、市場や経済主体の期待を抜本的に転換させる効果が期待できる。これらは、実体経済や金融市場に表れ始めた前向きな動きを後押しするとともに、高まりつつある予想物価上昇率を上昇させ、日本経済を、15年近く続いたデフレからの脱却に導くものと考えている**」とデフレ脱却に強い自信をうかがわせている。

～歴史的な日銀の決断～

問題は、この日銀の「次元の違う金融緩和」が2%の物価目標を達成し、日本経済がデフレから脱却できるのであろうかということである。さまざまな評論家が様々な議論を展開し、期待感に水を差したりハイパーインフレ、円の大暴落などと不安を煽る輩もいるが、**まずはこのマーケットに乗っかることが重要なのではないだろうか**。それは個人ばかりでなく法人、金融機関も必ずデフレを脱却するんだという日銀の意気込みに乗っかることである。市場のみならず、企業や家計といった経済主体が支出を増やし行動することである。

ただそうは言っても個人や法人の自主性に期待するだけでは多くを望めない。それを後押しするためのアベノミクスの3本目の矢である具体的な経済対策はますます重要なものとなってきた。**金融政策ですべてが好転するわけではない。金融政策、財政政策によって経済を下支えしている間に、いかにアベノミクスの3本目の矢である成長戦略が発表され実行に移されていくか、これが今後の最大の焦点となってくる。**

今後のマーケット

昨年12月から続いている「円安株高」は基本的には今後も継続されるであろう。北朝鮮やキプロス、米国でのテロなど予想しえない外部リスク要因は付きまとうものの、これらのリスクが比較的平穏に終わるようであれば基調的には円安株高が継続されていくであろう。

前述したように、個人投資家もこの相場には乗ってついていくべきであろう。海外からの資金もこれまで低めていた日本株をどんどん組み入れているようである。そうした意味では、グローバルで見ても注目される主力株で勝負したいところだ。

2%の物価上昇を目指すという大命題からすればやはり**不動産関連銘柄**が筆頭であろう。不動産ファンド、不動産開発、倉庫、陸運、百貨店まで資産関連株として物色されていくものと思われる。また、金融緩和ということから**金融関連**（銀行、証券、ノンバンクなど）、円安効果ということでは輸出関連株が注目される。

一方、債券市場はややボラタイルな動きを示している。10年債の利回りは、2003年6月の最低水準である0.43%を一時下回った。4月5日は0.3%台まで大きく低下した後、0.6%台まで急上昇している。日銀が長期国債も含めて大きく買い増す中で国債の流動性が低下して価格が不安定化するという懸念を抱えることになる。

為替については、100円を突破する一歩手前まで進んだが、米国テロで一旦仕切り直しとなっている。最大のリスクはユーロの動向だが、100円を突破するのは時間の問題で、突破すれば、101円～103円のレンジで当面は推移していくものと考える。

～3月の日銀短観～

果して実体経済は…？

- 大企業の業況判断は製造業、非製造業ともに改善
- 円安による輸出採算の改善、自動車販売の持ち直し、堅調な個人消費
- 製造業に設備・雇用の過剰感が残る

日銀短観・業況判断DI

業況判断DI (%ポイント)		12年12月調査		13年3月調査	
		最近	先行き	最近	先行き
大企業	製造業	▲12	▲10	▲8	▲1
	非製造業	4	3	6	9
中堅企業	製造業	▲12	▲20	▲14	▲13
	非製造業	▲1	▲7	4	0
中小企業	製造業	▲18	▲26	▲19	▲14
	非製造業	▲11	▲19	▲8	▲8
全規模・全産業		▲9	▲15	▲8	▲5

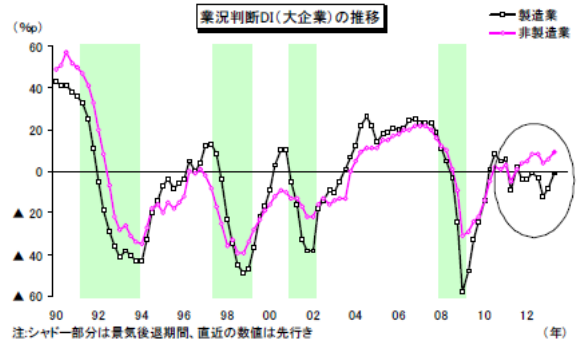
出所:日本銀行「企業短期経済観測調査」よりMSRC(みずほ証券サーチ&コンサルティング)作成

1. 業況判断DI

- 大企業製造業の業況判断DIは▲8ポイントと前回調査▲12ポイントからは改善、非製造業は+6%と緩やかな改善を見せた。
- 製造業では円安による輸出採算の改善や自動車販売の改善が寄与した。
- 業種別の内訳をみると、自動車(前回調査比▲+19%p)、木材・木製品(同+17%p)、石油・石炭製品(同+13%p)、窯業・土石製品(同+12%p)など10業種で業況判断が改善
- 非製造業では、個人消費の堅調、建設需要の増加などが寄与している
- 中小企業の業況判断DIは、大企業に比べて弱い結果となった。製造業が▲19Pt、(前回▲18Pt)、非製造業は▲8Ptと▲11Ptからわずかに回復
- 大企業ほど円安の恩恵を受けていないこと、原材料価格上昇によるマイナスのほうが響いている

3. 売上・収益計画

- 全規模・全産業の2012年度の収益計画については、売上高が前年度比+0.7%(前回調査比▲0.2%の下方修正)、経常利益が同+0.4%(同+1.5%の上方修正)、当期純利益が同+21.8%(同+0.2%の上方修正)となっている
- 2013年度の収益計画については、売上高が前年度比+1.0%、経常利益が同+5.9%、当期純利益が同+22.4%となっており、経済環境の改善やコスト削減の進展を受けて、増収増益が見込まれている

注:シャドー部分は景気後退期間、直近の数値は先行き
出所:日本銀行「企業短期経済観測調査」よりMSRC作成

2. 設備投資計画

- 全規模・全産業の2012年度設備投資計画(含む土地投資額)は前年度比+6.0%(前回調査比▲1.1%の下方修正)となった。
- 2013年度の設備投資計画は前年度比▲3.9%の計画となっている。3月調査時点では計画が固まっていない企業も多いため、数値自体は弱めとなるが、この時期の比較としては、過去の平均的な水準を上回る一方、前年度の計画を下回る水準でのスタートとなっている。

設備投資計画(含む土地投資額)

		2012年度		2013年度
		(計画)	修正率	(計画)
大企業	製造業	5.7	▲4.8	▲0.7
	非製造業	4.9	0.3	▲2.6
	全産業	5.2	▲1.5	▲2.0
中堅企業	製造業	2.6	▲2.7	▲1.4
	非製造業	11.4	▲0.8	▲6.4
	全産業	7.8	▲1.5	▲4.5
中小企業	製造業	▲6.0	0.4	▲3.2
	非製造業	17.2	2.6	▲16.8
	全産業	8.1	1.8	▲12.1
全規模合計	製造業	3.3	▲3.7	▲1.2
	非製造業	7.5	0.4	▲5.3
	全産業	6.0	▲1.1	▲3.9

注:修正率・幅は前回調査との対比、ソフトウェア投資額は含まない
出所:日本銀行「企業短期経済観測調査」よりMSRC作成

4. 為替予想

- 大企業・製造業における13年度の想定為替レートをみると、85.22円/ドル(上期:85.10円/ドル、下期:85.33円/ドル)となっており、現在の市場実勢に比べて円高水準での設定となっている。このため、現状の為替水準が維持されれば、利益計画における上方修正要因となりえよう。企業の売上・収益。